

諮 問 書

情公第 410 号
令和 4 年 3 月 22 日

福岡市個人情報保護審議会
会長 五十川 直行 様

福岡市長 高島 宗一郎



個人情報保護法の改正に伴う
福岡市の個人情報保護制度における対応について（諮問）

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）が改正され、地方公共団体についても同法に定める全国的な共通ルールが適用されることに伴い、福岡市においても、同法の施行までの間に、同法の趣旨・目的及び関係規定に照らして、所要の対応を講ずる必要が生じております。

つきましては、福岡市個人情報保護条例第 56 条第 2 項第 4 号の規定により、同法に基づき条例で定める事項等、福岡市の個人情報保護制度における対応の方向性について諮問します。